

# 医療費などの助成制度のお知らせ

問 国保年金課  
(☎62-1207・FAX24-2466)

## 医療費の助成

### 【受給者証の交付申請に必要なもの】

- ①被保険者証(または組合員証) ②印鑑(スタンプ印不可) ③市町村民税課税証明書(転入者のみ)  
④身体障害者手帳または療育手帳 ⑤自閉症状群と診断された場合は医師の診断書 ⑥精神障害者保健福祉手帳  
⑦精神科の医師による診断書 ⑧自立支援医療受給者証 ⑨マイナンバーの確認できるもの

※医療費助成は、申請月の初日または月内の要件該当日からとなります(子ども医療を除く)。

※医療機関の窓口で受給者証を提示することで、医療費助成が受けられます。ただし、受給者証を提示せず医療機関にかかった場合や県外の医療機関で受診した場合は、市役所で支給申請をしてください。支給申請には領収書、受給者証、受給者の通帳など口座情報が分かるもの、印鑑(スタンプ印不可)が必要です。

助成区分	対 象 者	助 成 内 容	交付申請に必要なもの
子ども医療	中学校卒業(15歳到達年度末)までの子ども	保険診療の自己負担額 (本人負担なし)	①
母子家庭等医療	・母子家庭または父子家庭で、18歳未満の児童*1とその母または父 ・父または母が障害者(身体障害者手帳1・2級程度)である18歳未満の児童*1とその母または父 ・父母のいない18歳未満の児童*1 ※父母(扶養義務者)の所得に制限あり *1…18歳到達年度末までの児童	保険診療の自己負担額 (本人負担なし)	① ② ③ ⑨
心身障害者医療	・身体障害者手帳の障害程度1～3級の人、4級の指定を受けた腎臓機能障害および4～6級の指定を受けた進行性筋萎縮症の人 ・療育手帳のAまたはB判定を受けた人 ・自閉症状群と診断された人(高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む)	保険診療の自己負担額 (本人負担なし)	① および ④ または ⑤
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳の障害程度1・2級の人	保険診療の自己負担額 (本人負担なし)	① ⑥
	精神科において入院治療を受けている人	保険診療の自己負担額の半額 (精神疾患の入院のみ) ※医療機関で自己負担額を支払後、市役所で支給申請が必要	① ⑦
	自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている人	保険診療の自己負担額 (精神疾患の通院のみ・本人負担なし)	① ⑧
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療制度に加入しており、次のいずれかに該当する人 ・母子家庭等、心身障害者、精神障害者の各医療費助成の受給資格に該当する人 ・精神保健福祉法による措置入院患者 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による命令入所患者およびそれと同等の要件を有すると認められた人 ・一人暮らし(同一敷地または隣地に親族が住んでおらず、住民票が一人世帯)で市民税非課税かつ税法上の被扶養者となっていない人 ・常時臥床もしくはこれに準ずる状態または特別養護老人ホーム入所要件に該当する程度の認知症であり、生活介護を3か月以上継続して受けている(要介護度4・5の認定を受けている)人で、主たる生計維持者が市民税非課税の人	保険診療の自己負担額 (本人負担なし) ※精神障害者医療受給者に該当する人は、精神障害者医療の助成内容を参照してください。	① ② ⑨ および 対象者であることを証明する関係書類